

審査事務規程（交通研部分）等の一部改正について

1. 背景

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）の一部改正、道路運送車両法関係手数料規則（平成 28 年国土交通省令第 17 号）の一部改正、並びに装置型式指定実施要領（依命通達）（平成 10 年 11 月 12 日自技第 215 号等）の一部改正に伴い、下記の規程・実施要領等を改正する。併せて、その他所要の改正を行う。

2. 内容

2-1. 「審査事務規程」（平成 28 年 4 月 1 日 規程第 2 号）等の改正

国際連合欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム（WP29）第 196 回会合において、「緊急車線維持システムに係る協定規則（第 178 号）」が新たに採択されたほか、「シート、シートアンカー及びヘッドレストに係る協定規則（第 17 号）」等の改訂が採択されたことに伴い、以下のとおり改正を行う。

（1）「審査事務規程」別添 1（試験規程（TRIAS））の新規追加及び一部改正等を行う。

・細目告示に新たに採用された協定規則に対応した TRIAS の新規追加（2 項目）

- | | |
|--------------------|-------------------------|
| ① TRIAS 11-R178-01 | 緊急車線維持装置試験（協定規則第 178 号） |
| ② TRIAS 20-R126-01 | 仕切り装置試験（協定規則第 126 号） |

・細目告示に既に採用されている協定規則の改訂に伴う一部改正（11 項目）

- | | |
|------------------------|------------------------------------|
| ① TRIAS 08-R175-02 | ペダル踏み間違い時加速抑制装置（ACPE）（協定規則第 175 号） |
| ② TRIAS 09-R142-02 | 自動車に取り付けられる空気入ゴムタイヤ試験（協定規則第 142 号） |
| ③ TRIAS 11-R079-04 | かじ取装置試験（協定規則第 79 号） |
| ④ TRIAS 12-R013-06 | トラック、バス及びトレーラの制動装置試験（協定規則第 13 号） |
| ⑤ TRIAS 12-R131-03 | 衝突被害軽減制動制御装置試験（協定規則第 131 号） |
| ⑥ TRIAS 12-R152-04 | 乗用車等の衝突被害軽減制動制御装置試験（協定規則第 152 号） |
| ⑦ TRIAS 22-R017(1)-05 | 座席及び座席取付装置試験（協定規則第 17 号（乗用等）） |
| ⑧ TRIAS 22(3)-R0173-02 | 座席ベルト試験（協定規則第 173 号（車両）） |
| ⑨ TRIAS 22(3)-R0174-02 | シートベルトリマインダー試験（協定規則第 174 号） |
| ⑩ TRIAS 30-R041-04 | 二輪自動車の騒音試験（協定規則第 41 号） |
| ⑪ TRIAS 48-R157-02 | 自動車線維持システム（協定規則第 157 号） |

・誤記修正等（4項目）

- | | |
|-----------------------|--------------------------|
| ① TRIAS 31-J041(1)-02 | 重量車排出ガス試験（JE05 モード） |
| ② TRIAS 31-J041(4)-04 | ディーゼル重量車排出ガス試験（WHDC モード） |
| ③ TRIAS 43(7)-R138-03 | 車両接近通報装置試験（協定規則第138号） |
| ④ TRIAS 99-015-01 | 原動機車載出力試験（ディーゼル機関） |

（2）「審査事務規程」第2章（自動車の型式の指定等に係る審査の実施方法）について、検査対象外軽自動車等の一部装置について審査対象に加える。

（3）「審査事務規程」別表2（外国の試験機関）について、中国の試験機関（CATARC）に対して試験項目の追加を行う。

（4）「認証審査手数料収納等取扱要領」（平成28年4月1日 所長通達第3号）について、道路運送車両法関係手数料規則の改正に伴い、上記（1）の試験項目の追加に応じた試験費用額を定める改正を行う。

2-2. 「審査関係連絡事項」（平成28年4月1日 自交審第36号）の改正

認証業務の合理化の一環として実施された自動車型式認証実施要領等の改正に伴い、以下のことおり改正を行う。

・車わく強度計算書の提出省略

保安基準適合を証する書面のうち、認証申請時に不要とされる車わく強度計算書について、提出を省略できる旨の改正を行う。

2-3. 「自動車等の先行受託試験取扱規程」（平成28年4月1日 規程第29号）等の改正

1958協定に加盟していない国向けの認証車両に対して、テストレポート発行が可能となるよう下記の規程・実施要領を改正する。

- ・「自動車等の先行受託試験取扱規程」（平成28年4月1日 規程第29号）
- ・「自動車等の先行受託試験取扱要領」（平成28年4月1日 所長通達第1号）
- ・「車両及び装置型式指定試験成績書の発行に関する取扱規程」（平成28年4月1日 規程第30号）

2-4. 「認証審査手数料マニュアル」（令和7年12月24日 自交審第1004号）の改正

能力基準適合証明書の交付を受けている者が、能力の基準に適合することを証する書面の記載事項に重大な変更を加えようとする場合の審査において、国及び独立行政法人自動車技術総合機構は当該変更部分のみの審査（部分審査）を行うこととして自動車の特定改造等の許可に関する省令の改正が行われたことに伴い、これに応じた手数料額の改訂を行う。

3. 関連する法令等

- ・道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令
(令和 8 年 1 月 9 日国土交通省令第 1 号)
- ・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示
(令和 8 年 1 月 9 日国土交通省告示第 8 号)
- ・自動車型式認証実施要領
(令和 7 年 3 月 31 日国自審第 2867 号)
- ・装置型式指定実施要領
(令和 8 年 1 月 9 日国自審第 2150 号)

4. 施行日

令和 8 年 2 月 3 日

以上